小郡市立学校給食センター整備運営事業

要求水準書に関する質問・意見への回答

番号	資料名等	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	回答
9	要求水準書	85	第6	2	(1)		敷地内にある埋設物や架空設備(桝や架空パイプ等)・既存給食センター建屋・ボイラー(建屋2棟+地下オイルタンク含む)・休憩室・車庫・駐輪場(建屋含む)・プロパン庫・北側の浄化槽・南側の浄化槽(地下の排水処理施設を含む)に対し、以下の区分をご明示願います。 ①撤去可のもの(着工時に撤去可能or新センター供用前までに撤去可能) ②撤去不可のもの(新センター供用後も継続使用する) ③移設可能なもの(着工時に移設可能) また、①③については、各施設に対し、撤去・移設可能時期と撤去・移設方法の想定がございましたらご教示いただけますと幸いです。	①撤去可能な物(着工時) 埋設物・車庫・駐輪場(建屋含む)・休憩室・北側の浄化槽・南側の浄化槽(地下の排水処理施設を含む) ①撤去可能な物(新センター供用開始前までに) 架空設備・現存給食センター建屋・プロアルン庫 ③移設可能な物 ボイラー(現センター稼働中のみ使用し新センターでは使用しない)
10	要求 水準書	85	第6	2	(1)		解体に伴い発生した金属類スクラップの取り扱いについて、手続き 等をご指示願います。	廃棄物処理法及び建設リサイクル 法等の関係法令を遵守し、産業廃 棄物または有価物などの区分に応 じて適切に処理を行ってくださ い。
11	要求水準書	85	第6	2	(1)		既設給食センターの解体範囲(建物基礎や土間等)と現在使用していない範囲などがございましたら、図面等を用いてご教示いただけますと幸いです。解体工程を検討する中で、先行して解体可能な部分等がある場合は知りたいと考えております。	現給食センターは、現在すべて使 用しています。
23	要求水準書		資料1				既設ボイラー室には埋設オイルタンクがございますが、解体時に搬 出土に対する土壌汚染対策が必要な場合はご教示いただけますと幸 いです。	搬出土に土壌汚染対策法に規定される特定有害物質が含まれる場合は、土壌汚染対策法及び関係法令、環境省の汚染土壌の運搬に関するガイドラインに従ってください。